

早期不妊検査費助成事業・不育症検査費助成事業 Q&A

NO	Q	A
1	川口市以外の病院で実施した検査も、助成金の対象となりますか。	対象となります。 医療機関の指定はなく、保険医療機関で実施した検査を助成対象とします。(保険医療機関とは、保険診療を行う病院、診療所です。)
2	助成の対象となる検査はどのようなものになりますか。	「医師が不妊症・不育症の診断のために必要と認めた一連の検査」が助成対象です。 <u>一般不妊治療(タイミング療法・人工授精)、生殖補助医療(体外受精・顕微授精)の治療のために実施した検査の費用及び治療費、投薬や注射などの治療費、食事代、入院費等は対象外</u> です。対象外の検査等が含まれていた場合、審査の結果、実施証明書の額より下がる可能性もございます。
3	将来の妊娠に向けて、プライダルチェックを受けました。助成の対象になりますか。	「将来の妊娠に向けてヘルスチェックを行いたい」といった検診目的で受けたプライダルチェック等は対象になりません。 “プライダルチェック”を、“不妊症の診断”として受けられた場合は、その検査が不妊症の診断のための検査に該当するかどうか、検査実施医療機関にご確認ください。
4	検査始期が「妻の43歳の誕生日前日」の場合は助成対象となりますか。	助成対象です。 年齢要件の判定にあたっては、年齢計算に関する法律や民法上の解釈である「誕生日の前日に1歳加算する」ではありません。誕生日当日に1歳加算します。
5	夫の年齢制限はありますか。	ありません。
6	埼玉県内の他自治体でも同様に不妊検査の助成を受けている場合、川口市に申請することはできますか。	埼玉県内の市町村が実施する「埼玉県早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療費助成事業補助金」を原資とした事業のため、川口市に申請はできません。
7	文書代は助成対象となりますか。	助成対象です。 助成対象となる不妊検査に係る患者負担(領収)額に、実施した検査の患者負担額と文書代(実施証明書代)を記載してください。 <u>注)なお、実施証明書記載日・領収日は検査期間に含みませんのでご注意ください。</u>
8	妻と夫で別の病院で検査を行うことは可能ですか。	可能です。 実施証明書は、それぞれの保険医療機関で作成し、合計2通をご提出ください。
9	1年を超える検査であった場合は、検査期間はいつまでになりますか。	仮に1年を超える検査であった場合、開始から1年以内に実施した検査が対象となります。男女それぞれの検査開始日のいずれか早い日から起算します。 また、助成対象となる不妊(不育症)検査に係る患者負担額は開始から1年間分となります。 <u>なお、「医師が不妊症・不育症の診断のために必要と認めた一連の検査」のみが対象であり、一般不妊治療(タイミング療法・人工授精)や生殖補助医療(体外受精・顕微授精)の治療のために実施した検査は対象外となるため、ご注意ください。</u> 領収書内で切り分けることができない場合は「うち不妊検査費に係る金額〇〇〇円」などと追記してください。 【例】女性の検査期間R7.2.1～R7.6.30、男性の検査期間R7.12.1～R8.3.31の場合。 →記載方法:不妊検査期間はR7.2.1～R8.1.31、助成対象期間はR7.2.1～1年間(R8.1.31)となります。 ※助成対象期間は1年間のため、R8.2.1～R8.3.31は検査を行っていたとしても助成対象外となります。
10	フーナー検査は、妻側の検査とすべきか、それとも夫側の検査となりますか。	夫婦のどちらの検査としても差し支えありません。 例えば、夫がフーナー検査以外の検査を実施していない場合は、夫側の検査として扱うことで助成要件「男女ともに助成対象の不妊検査を受けていること」を満たすことができます。

NO	Q	A
11	他の自治体の申請様式でも申請できますか。	川口市の指定された様式をお使いください。市ホームページよりダウンロードが可能です。
12	申請書を間違えてしまいました。修正に印鑑はいりますか。	新しい用紙に初めから書き直しをお願いします。修正テープ等での修正はしないでください。また、消えるボールペンを使用しないでください。
13	領収書と明細書が発行されています。明細書の提出は必要ですか。	領収書と明細書、両方の提出をお願いします。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書は、実施証明書に記載された金額分すべてを提出する必要がありますか。 ・実施証明書の金額と領収書のコピー金額が合いませんが、申請することはできますか。 	<p>実施証明書に記載された金額が提出される領収書の合計金額と一致しない場合は、医療機関に実施証明書の金額の内訳を必ず確認して、原則対象となるすべての領収書と明細書のご提出をお願いします。万が一紛失した場合は、紛失した領収書の日付と金額を記載したメモを添付してください。</p> <p>なお、対象となるすべての領収書と明細書の提出がなくても申請はできますが、実施証明書に記載された金額のうち領収書等提出があった金額で審査します。</p>
15	領収書をすべて紛失してしまいました。領収書がなくても助成金の申請はできますか。	<p>領収書の提出がない場合、助成金を申請することはできません。</p> <p>領収書の再発行、または領収書と同等の書類の作成について、検査実施医療機関にご相談ください。</p> <p>注) 発行手数料がかかる場合があります。</p>
16	振込先口座は、ネット銀行でも良いですか。	<p>申請可能です。</p> <p>口座情報(銀行名・支店名・口座名義人名・口座番号)の全てがわかる書類の提出は必須ですので、通帳がない場合は、口座情報の全てがわかるマイページ画面等を印刷し、添付してください。</p> <p>キャッシュカードの場合は、キャッシュカード(表・裏)の写しをご提出ください。クレジット機能付きキャッシュカードの場合はクレジット番号を隠した状態で写しをご用意ください。</p>
17	配偶者(パートナー)が国外在住のため、住民票が提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	外国に居住していることを証明するため、戸籍の附票の写しを提出してください。
18	配偶者(パートナー)が外国籍で国外在住のため、住民票も戸籍の附票も提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	外国での住民票に代わるもの、在勤証明書、在学証明書、又は国外で生活していることを確認できる書類(公共料金や税金の支払いなど)のいずれか、及び日本語訳を提出してください。
19	助成金の申請や相談はどこでできますか。	<p>申請は、地域保健センター内の健康増進課(〒332-0026 川口市南町1-9-20 電話:048-256-1135)までお願いいたします。相談は、保健師が応じます。</p> <p>【電話相談・面接】専用ダイヤル:048-242-5152 月～金曜日 10時から15時まで(祝日、年末年始除く)</p> <p>注) 面接は予約が必要となります。専用ダイヤル(048-242-5152)へお問い合わせください。面接をご予約をする際には、お名前・ご住所・生年月日・ご連絡先を伺います。</p>